

「デジタル海上無線通信設備の技術的条件の検討」の進め方

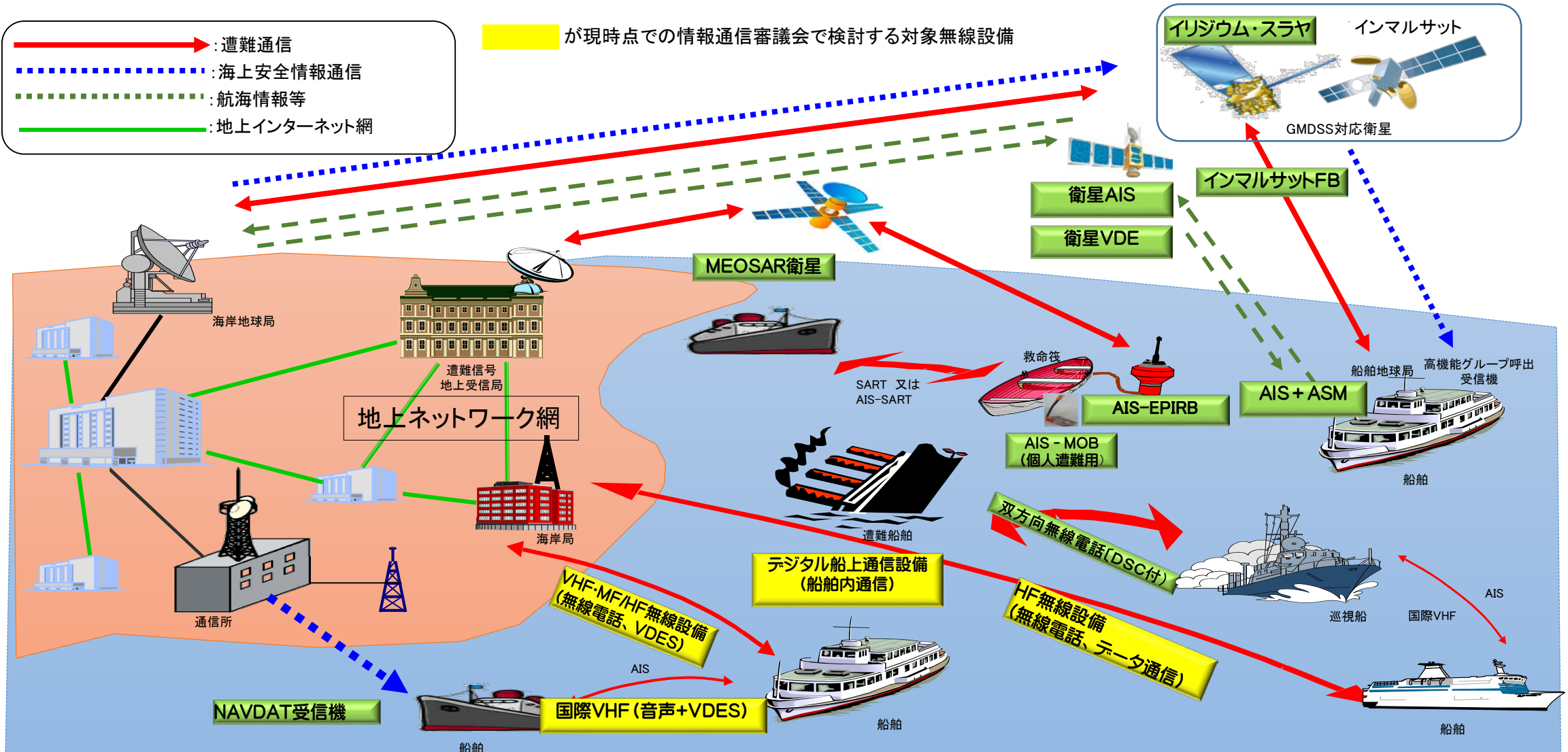
平成29年5月18日

航空・海上無線通信委員会作業班

事務局

海上通信デジタル化に向けた国際情勢

現在の海上無線通信設備をデジタル化、AISなどの航法装置を利用して船舶航行計器と接続したデータ利用を可能とするなど海上無線設備の近代化が国際機関で検討されている。また、インマルサット以外の民間衛星(イリジウム衛星やスラヤ衛星)を国際的に認められた新たな海上衛星システムとして導入することも合わせて検討されている。



情報通信審議会での取り扱う検討事項

- 1 国際標準規格以外に主管庁の判断に委ねられている技術的条件がある場合
- 2 義務設備でない設備について、制度的として定める部分と民間に委ねる部分がある場合
- 3 国内の割り当て周波数と周波数共用等の干渉検討が必要な場合
- 4 適合証明設備として測定方法等を取り決める必要がある場合

※国際条約に基づく技術的条件をそのまま我が国に適用する場合(義務設備)は情報通信審議会での検討は原則として行わない。

現時点での対象無線設備

	150MHzデジタルデータ海上 通信設備(国際VHF)	400MHz帯デジタル狭帯域 船上通信設備	短波帯デジタルデータ通信設備
主管庁の判断に委ねられる技術的条件		干渉回避技術等	(周波数自動選択装置)
制度規制を行う部分の検討	ITU-R勧告M.1842-1を先行的に検討し、ITU-R勧告M.2092-0(VDES関連)は国際動向をみながら検討	非義務	現時点では非義務
周波数共用検討	要	要	不要
適合表示無線設備としての測定方法	対象	対象	不対象

検討スケジュール

